

**(仮称) 葦崎都市計画道路1・4・1号 双葉・葦崎・清里幹線**

**(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線**

# **環境影響評価方法書について**

---

## **【住民説明会】**

**令和元年8月**

- 1. 事業概要**
- 2. 事業の経緯と手続きの流れ**
- 3. 環境影響評価方法書**
- 4. 方法書の縦覧及び意見書の提出**

# 1. 事業概要

# 1. 事業概要

## 1-1. 都市計画対象道路事業の位置

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る高速自動車国道です。

本事業は、中部横断自動車道のうち山梨県北杜市長坂町（(仮称)長坂JCT）と長野県南佐久郡佐久穂町（八千穂高原IC）間について整備を行うものです。

### ◆ 供用区間

- ・ 静岡・山梨県内は新清水JCT～富沢IC、下部温泉早川IC～双葉JCT区間を開通。
- ・ 長野県内は八千穂高原IC～佐久小諸JCT区間を開通。

### ◆ 事業中区間

- ・ 南側は、富沢IC～下部温泉早川IC区間は施工中。

### ◆ 基本計画区間（長坂～八千穂）

- ・ 長坂～八千穂区間は現在、基本計画区間である。



# 1. 事業概要

## 1-2. 環境影響評価の対象事業一覧と本事業の位置づけ

- 環境影響評価法では、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「**第一種事業**」として環境影響評価を実施し、**高速自動車国道は、すべての事業が該当します。**
- **本事業は環境影響評価の対象です。**

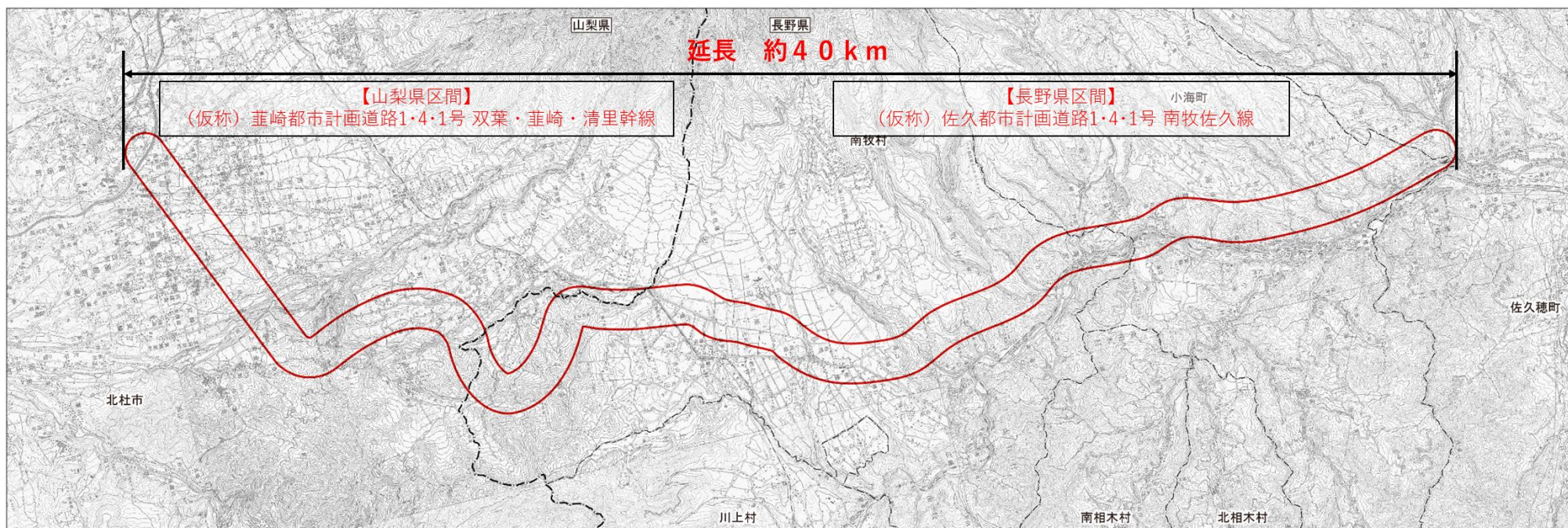
- **環境影響評価方法書は環境影響評価手続きのうち、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。**

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	—
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha

# 1. 事業概要

## 1-3. 事業の目的及び都市計画対象道路事業の位置

当該地域では、代替路が無い場合、地域を結ぶ幹線道路の大雨や積雪による通行止めが発生し地域孤立の懸念があり、また災害で中央自動車道が通行止めとなった場合には東京圏からの広域支援が分断される可能性があります。また、国道141号は死傷事故率が平均以上である区間が点在し、走行性にも劣ることから救急搬送時にも課題があります。一方で、観光業や農作物の速達性向上のためにも道路ネットワークのアクセス向上が求められています。



## 2. 事業の経緯と手続きの流れ

# 2. 事業の経緯と手続きの流れ

## 計画段階評価手続き

H22.12  
~H23.10  
関東地方  
小委員会  
(第1~4回)  
(審議事項)  
・ 地域の課題  
・ 複数案の設定(対策案を4案提示)等

H24.4.12  
関東地方  
小委員会  
(第5回)  
(審議事項)  
・ 中間とりまとめ案  
・ 意見交換会の実施方法等

H24.10.4  
関東地方  
小委員会  
(第6回)  
(審議事項)  
・ 意見交換会の報告  
・ 山梨県側、長野県側の方針案等

第1回  
H24.11.21  
第2回  
H25.1.12  
地元説明会  
H25.1~2  
第3回  
H25.6.27  
ワーキング  
グループ  
・ 地域のルート検討(A案B案提示)  
・ 現地視察、地元説明会  
・ 山梨県内区間のルート案とりまとめ(B案)

H26.7.23  
関東地方  
小委員会  
(第7回)  
(審議事項)  
・ 対応方針(案)のとりまとめ

環境影響評価法における配慮書手続き

H27.4.9  
対応方針の決定

## 長野県区間の検討

沿線自治体の意見把握  
〔長野県〕

1 kmルート帯の検討  
〔国〕

第1回 H29.9.21  
第2回 H30.7.11  
計画調整  
会議  
・ 1 kmルート帯及びびICの概略位置の考え方を提示  
・ 1 kmルート帯及びびICの概略位置の同意

地元説明会

環境影響評価(方法書)手続き


※国、長野県、関係6町村で構成



## 2. 事業の経緯と手続きの流れ


配慮書手続きにおいて、国土交通大臣から平成27年3月26日に意見が出されました。

環境要素	件数
総論	2件
水環境	1件
動植物及び生態系	1件
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場	1件
廃棄物	1件
合計	6件



国道経第64号  
平成27年3月26日

関東地方整備局長 殿



国土交通大臣

中部横断自動車道（長坂～八千穂）に関する検討書に対する意見

(別添1)

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の環境影響に関する検討書  
に対する国土交通大臣意見

本事業の環境影響に関する検討書について、下記の意見を述べるものである。

1. 対象事業実施区域の設定  
今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、環境の保全上重要と考えられる以下の区域について、事業の影響を極力回避・低減するよう検討すること。特に、以下の区域に複数該当する地域については十分配慮すること。  
 ① 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び集落  
 ② 八ヶ岳中信高原国定公園  
 ③ 鳥獣保護区  
 ④ 主要な河川、湖沼及び湧水群並びに水道水源保全地区等の主要な水源地  
 ⑤ 重要な地形及び地質  
 ⑥ 特定植物群生  
 ⑦ 自然環境保全基礎調査の現存植生園における植生区分が「自然植生」の区域、及び「代償植生」のうち自然林に近い植生の区域  
 ⑧ 主要な眺望点  
 ⑨ 北杜市景観計画における景観形成推進ゾーン  
 ⑩ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場  
 ⑪ 史跡・天然記念物、伝統文化財等の歴史的・文化的遺産
2. 環境影響評価の項目の選定  
設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の1. ①～⑩の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質（地下水）、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

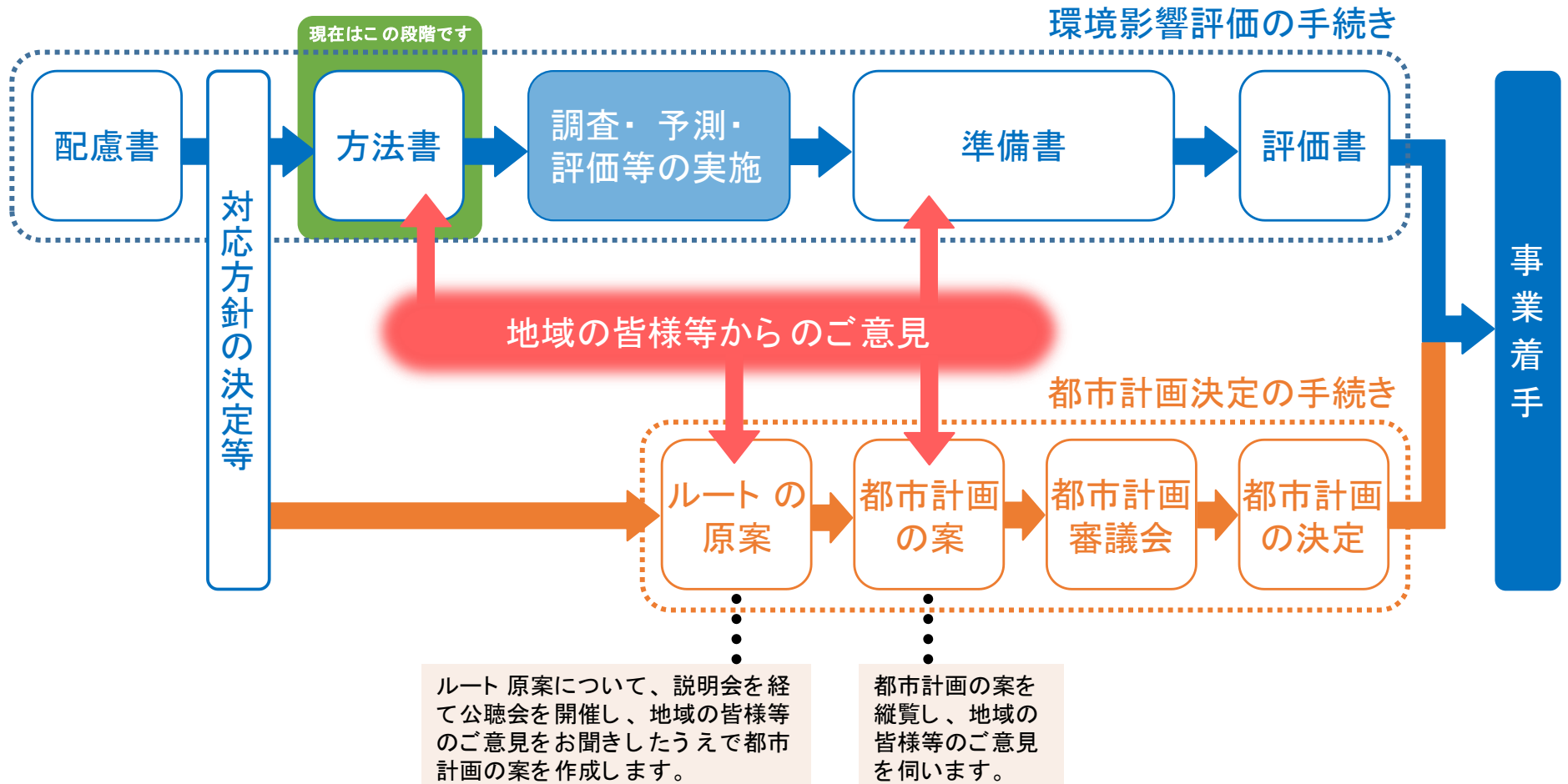
## 2. 事業の経緯と手続きの流れ



## 2. 事業の経緯と手続きの流れ

### 事業の経緯及び今後の進め方

- 今回の環境影響評価方法書の手続きにおいて、**方法書の公告・縦覧及び説明会**を行い、**地域の皆様や地方公共団体より意見**をいただき**調査・予測・評価の方法を決定**します。
- 今後、**現地調査**等を行うとともに**ルート原案**等を作成します。



# 3. 環境影響評価方法書

# 3-1. 地域特性(自然的状況)

方法書：P5-1~5-97

自然的状況	大気環境	<ul style="list-style-type: none"><li>○大気質は、最も近い大気常監局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質が2地点中2地点で環境基準を達成しています。</li><li>○道路交通騒音は、合計13地点の測定地点があり、うち12地点で環境基準を達成しています。</li></ul>
	水環境	<ul style="list-style-type: none"><li>○河川の水質では、BOD、SS、DOは4地点全てにおいて、pHは5地点中1地点において環境基準を達成しています。大腸菌群数はすべての調査地点において環境基準を超過しています。</li><li>○湖沼の水質では、DO、全窒素、全リンは3地点中3地点において、環境基準を達成しています。</li><li>○調査地区全域に湧水が存在します。</li></ul>
	地形、地質	<ul style="list-style-type: none"><li>○重要な地形及び地質として5地点が分布しています。</li></ul>
	動植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"><li>○重要な動植物種が山梨県・長野県それぞれで多数確認されています。</li><li>○重要な植物群落等として、山梨県6箇所・長野県6箇所が分布しています。</li><li>○生態系は、亜高山・高山-自然林自然植生から市街地の7区分の生態系に区分されます。</li></ul>
	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財	<ul style="list-style-type: none"><li>○景観は、主要な眺望点が山梨県26箇所・長野県19箇所、景観資源が山梨県41箇所・長野県21箇所存在します。</li><li>○人と自然との触れ合いの活動の場として、山梨県50箇所・長野県20箇所存在します。</li><li>○指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）として、山梨県では計49箇所、長野県では計31箇所存在します。</li></ul>

# 3-1. 地域特性(社会的状況)

方法書：P5-98～5-195

社会的状況	土地利用	○土地利用としては農業地域が広く分布し、松原湖周辺及び八ヶ岳牧場を含む八ヶ岳から広がる一帯が自然公園地域に指定されています。
	河川等利用	○地下水が一般飲用及び生活用水の一部として利用されています。
	交通	○一般国道141号がJR小海線とほぼ並行して、南～北方向に走っており山梨県と長野県を結んでいます。
	学校、住居等	○環境の保全についての配慮が特に必要な施設である学校教育施設及び図書館が山梨県で19箇所・長野県で16箇所存在します。 ○環境の保全についての配慮が特に必要な施設である病院及び診療所が山梨県で10箇所・長野県で11箇所、社会福祉施設等が山梨県で64箇所・長野県で53箇所存在します。
	法令等	○「自然公園法」により指定された国立公園として秩父多摩甲斐国立公園、国定公園として八ヶ岳中信高原国定公園が存在します。 ○「山梨県自然環境保全条例」により指定された自然環境保全地区として、紅葉橋、八ヶ岳川俣及び谷戸城が存在します。 ○「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律」により指定された鳥獣保護区が存在します。 ○「景観法」に基づき、北杜市が景観行政団体として景観計画を策定しており、景観形成地域が指定されています。 その他主な法令として、騒音、振動及び水質汚濁に関する基準の規制区域等が存在します。

※甲武信エコパークについては、令和元年6月19日に国連教育科学文化機関（ユネスコ）登録決定しており、地域特性に追加する予定です。

# 3-2. 環境影響評価項目 (1/2)

			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	トンネル工事の実施	水底の掘削	道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(嵩上式)の存在	道路(地下式)の存在
大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○								●
		浮遊粒子状物質	○	○								●
		粉じん等	●	●								
	騒音	騒音	●	●								●
	低周波音	低周波音										○
	振動	振動	●	●								●
水環境	水質	水の濁り			○	○	○		○			
		水の汚れ							○			
	水象	河川及び湖沼			○			○		○	○	
		地下水			○			○		○	○	
その他の環境に係る	地形及び地質 その他の環境要素	重要な地形及び地質				●			●			
		日照阻害								●		
		電波障害								○		

注) ●: 省令の参考項目として選定する項目  
 一: 省令の参考項目であるが選定しない項目  
 ○: 参考項目以外の項目であるが事業特性又は地域特性及び県条例技術指針を勘案し追加して選定する項目

# 3-2. 環境影響評価項目 (2/2)

		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工用道路等の設置	トンネル工事の実施	水底の掘削	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(嵩上式)の存在	道路(地下式)の存在
動物	重要な種及び注目すべき生息地	○			●		○		●	○	
植物	重要な種及び群落				●		○		●	○	
生態系	地域を特徴づける生態系				●		○		●	○	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								●		
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								●		
文化財	文化財				○				○		
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●							

注) ●：省令の参考項目として選定する項目

一：省令の参考項目であるが選定しない項目

○：参考項目以外の項目であるが事業特性又は地域特性及び県条例技術指針を勘案し追加して選定する項目



# 3-3. 調査、予測及び評価の手法

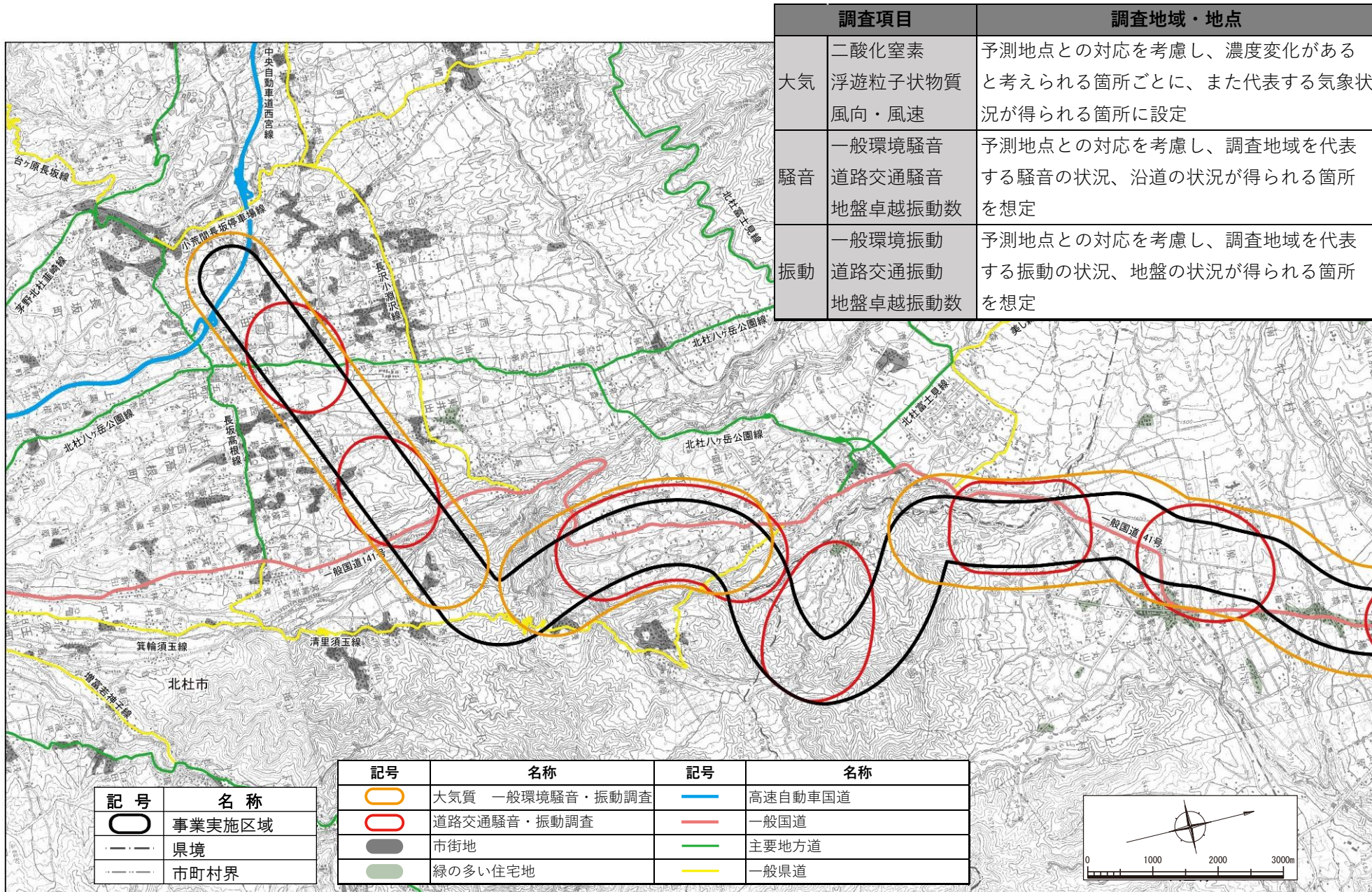
環境要素		調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質	二酸化窒素、 浮遊粒子状物質	二酸化窒素の濃度の状況、浮遊粒子状物質の濃度の状況、気象（風向及び風速）の状況	プルーム式及びパフ式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価  環境基準等との整合が図られているか否かについて評価
	粉じん等	気象（風向及び風速）の状況	事例の引用又は解析により得られた経験式による計算	
騒音	騒音	騒音の状況、地表面の状況、沿道の状況	音の伝搬理論に基づく予測式による計算	
低周波音	低周波音	住居等の位置	既存調査結果より導かれた予測式による計算	
振動	振動	振動の状況、地盤の状況	事例の引用又は解析により得られた式による計算	
水質	水の濁り	水質（浮遊物質）の状況、水象（流量）の状況、水底の土砂の状況	事例の引用又は解析による予測	
	水の汚れ	水質（水素イオン濃度）の状況、水象（流量）の状況	事例の引用又は解析による予測	
水象	河川	流量・流況、浸食・堆砂の状況、水道水源の状況	事例の引用又は解析による予測	
	地下水	地下水の状況、帯水層の地質・水理の状況、湧水の状況、温泉の状況	理論モデルによる計算又は数値シミュレーション等	
土壌に係る環境その他の環境	重要な地形及び地質	地形及び地質の概況、重要な地形・地質の分布、状態及び特性、重要な現象（温泉、湧水等）の分布、状態及び特性	事例の引用又は解析による予測	
	日照障害	土地利用の状況、地形の状況	等時間の日影線を描いた日影図により予測する方法	
その他の環境要素	電波障害	テレビ電波（地上デジタル波を含む）の受信状況、テレビ電波の送信状況、高層建築物及び住居等の分布状況、地形の状況	日本CATV技術協会が示す電波障害予測計算式による予測	

# 3-3. 調査、予測及び評価の手法

環境要素		調査の手法	予測の手法	評価の手法
動物	重要な種及び注目すべき生息地	動物相の状況、重要な種等の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	
植物	重要な種及び群落	植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	
生態系	地域を特徴づける生態系	動物種その他の自然環境に関わる概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況	図上解析、フォトモンタージュ法等による視覚的な表現方法	
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	触れ合いの活動の場の概況、主要な触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	図上解析、類似事例等を参考に予測	
文化財	有形文化財・埋蔵文化財	文化財の状況（文化財の種類・位置及びその概要）	図上解析、類似事例の引用又は解析による予測	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	廃棄物等の種類ごとの発生・処分の状況 ※文献調査のみ	建設工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び最終処分量を予測	

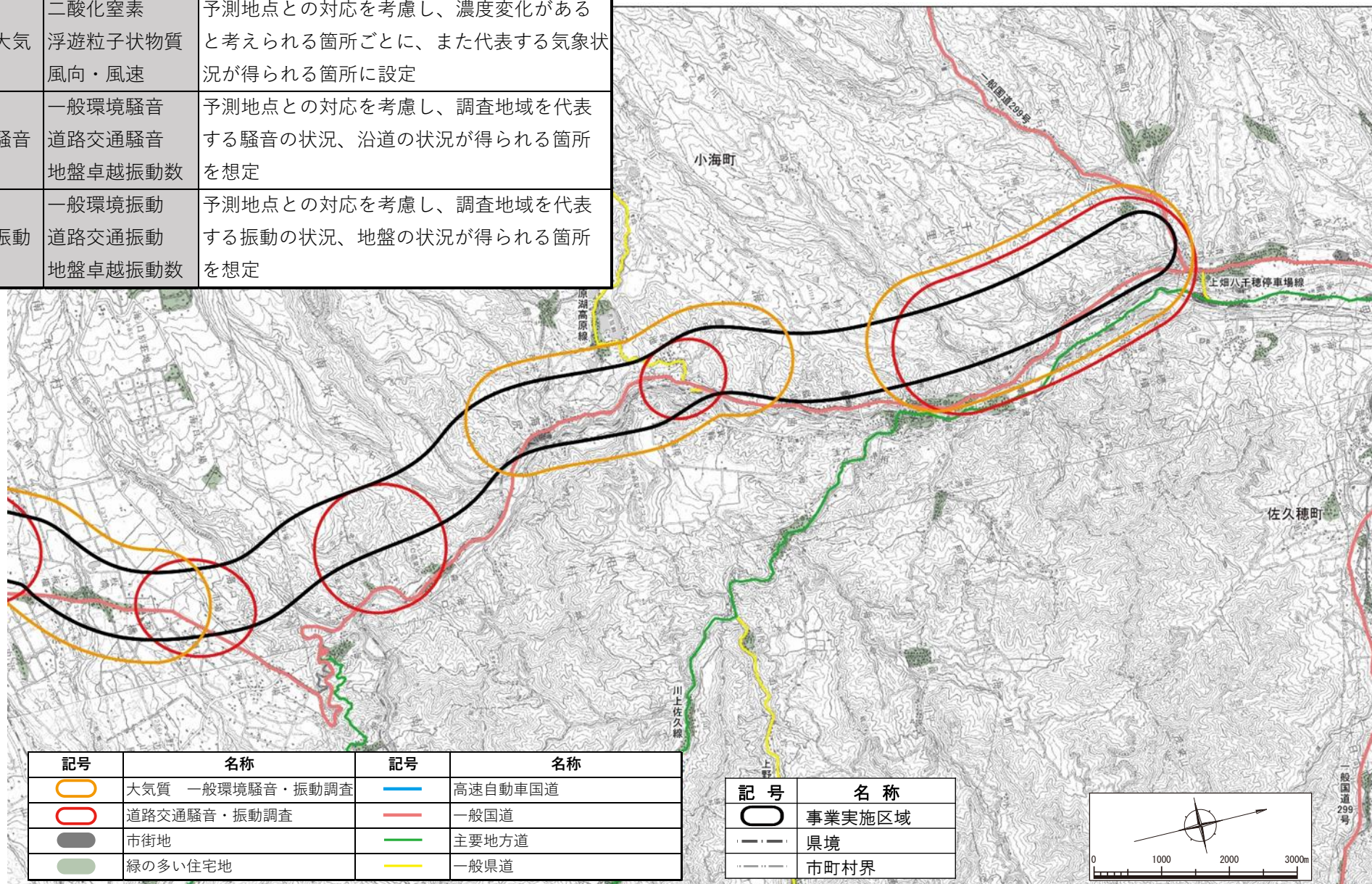
# 3-4. 調査計画(案) (大気質、騒音、振動 1/2)

方法書：P8-5～13、P8-28



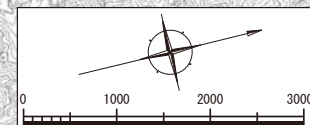
# 3-4. 調査計画(案) (大気質、騒音、振動 2/2)

調査項目		調査地域・地点
大気	二酸化窒素	予測地点との対応を考慮し、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所に設定
	浮遊粒子状物質	
	風向・風速	
騒音	一般環境騒音	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所を想定
	道路交通騒音	
	地盤卓越振動数	
振動	一般環境振動	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所を想定
	道路交通振動	
	地盤卓越振動数	



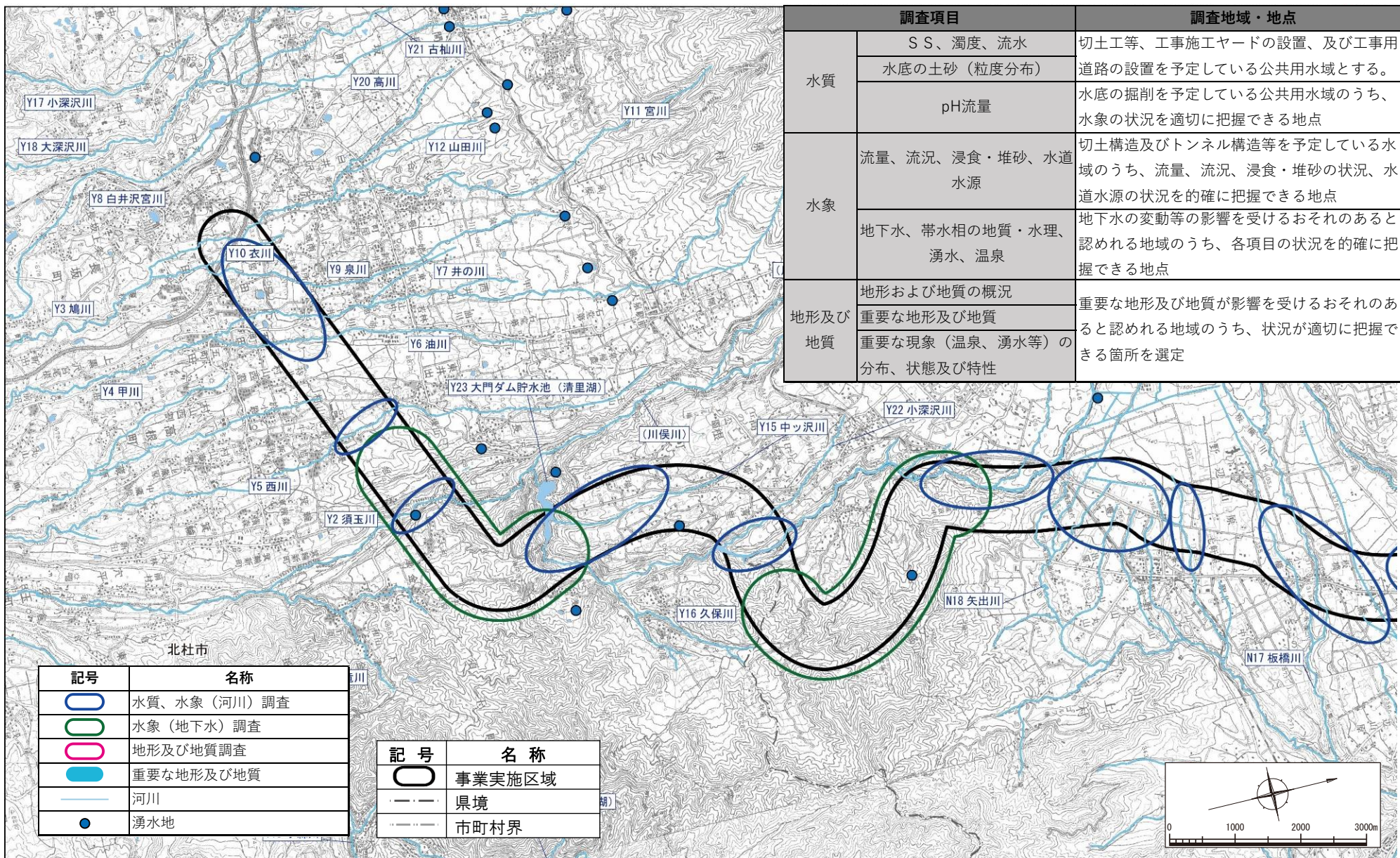
記号	名称	記号	名称
	大気質 一般環境騒音・振動調査		高速自動車国道
	道路交通騒音・振動調査		一般国道
	市街地		主要地方道
	緑の多い住宅地		一般県道

記号	名称
	事業実施区域
	県境
	市町村界



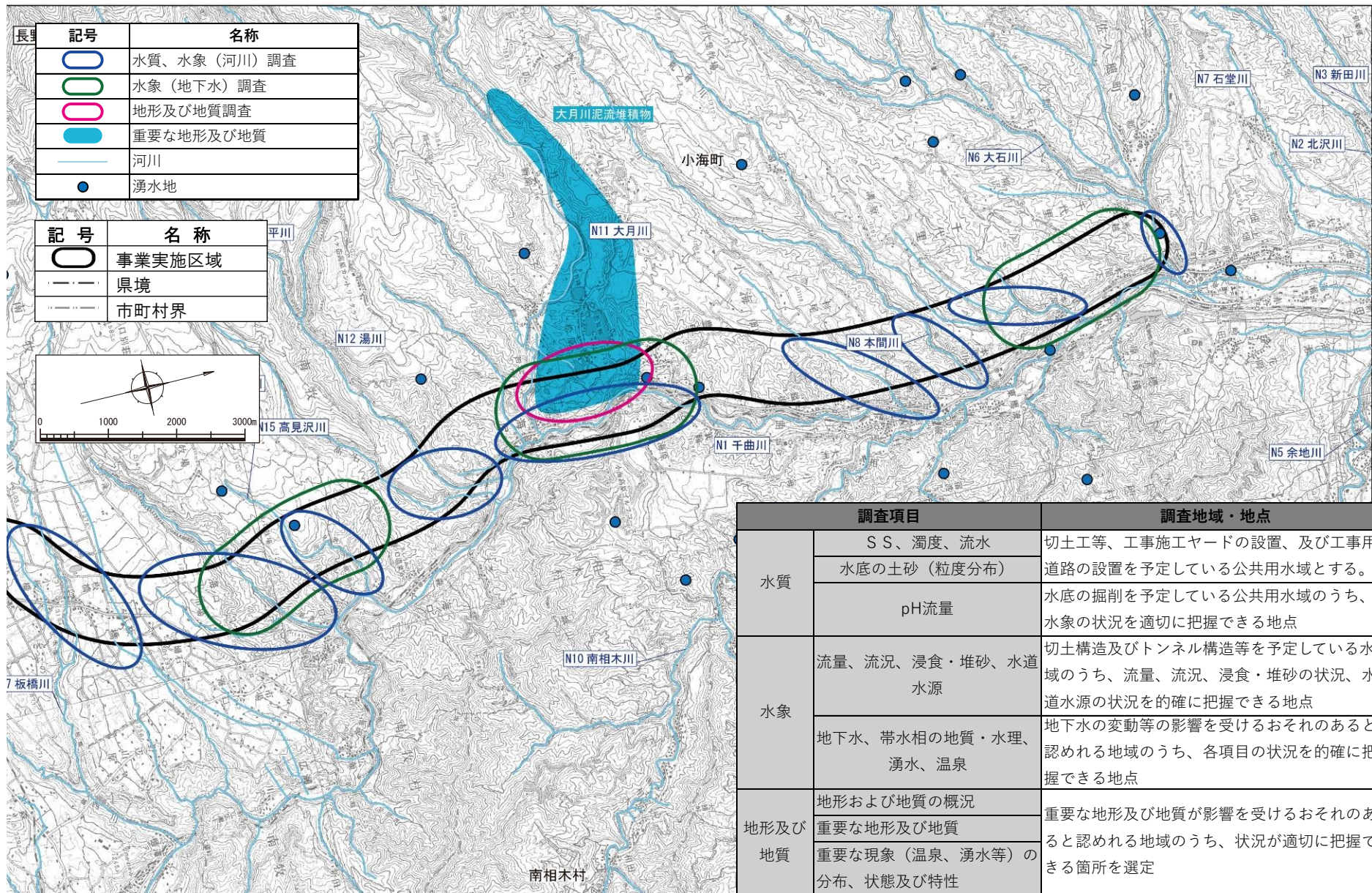
# 3-4. 調査計画(案) (水質、水象、地形及び地質 1/2)

方法書：P8-14～18、P8-29

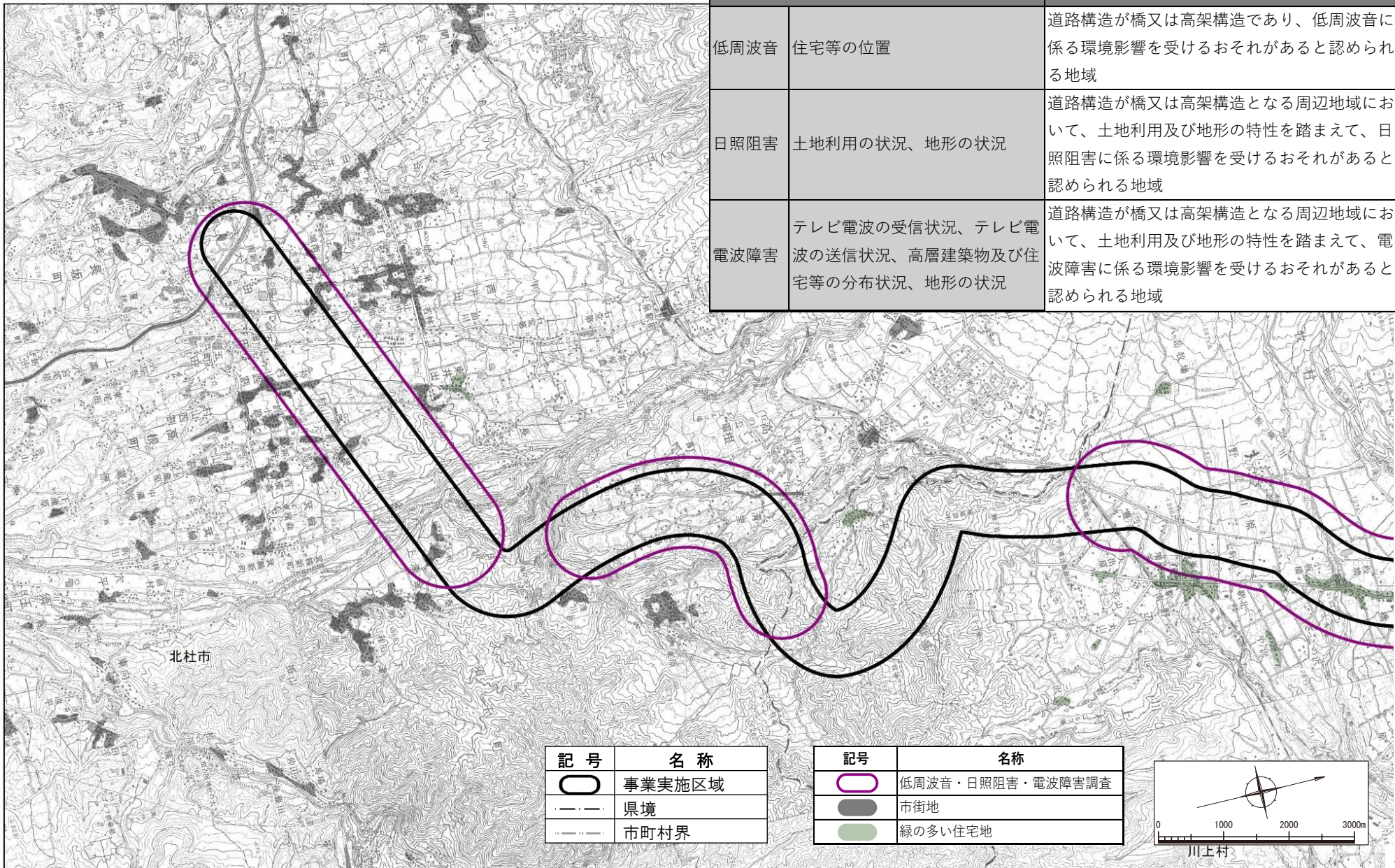


# 3-4. 調査計画(案) (水質、水象、地形及び地質 2/2)

方法書：P8-14～18、P8-29



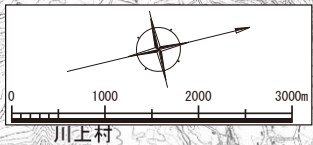
# 3-4. 調査計画(案) (その他の環境要素 1/2)



調査項目		調査地域・地点
低周波音	住宅等の位置	道路構造が橋又は高架構造であり、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
日照阻害	土地利用の状況、地形の状況	道路構造が橋又は高架構造となる周辺地域において、土地利用及び地形の特性を踏まえて、日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
電波障害	テレビ電波の受信状況、テレビ電波の送信状況、高層建築物及び住宅等の分布状況、地形の状況	道路構造が橋又は高架構造となる周辺地域において、土地利用及び地形の特性を踏まえて、電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

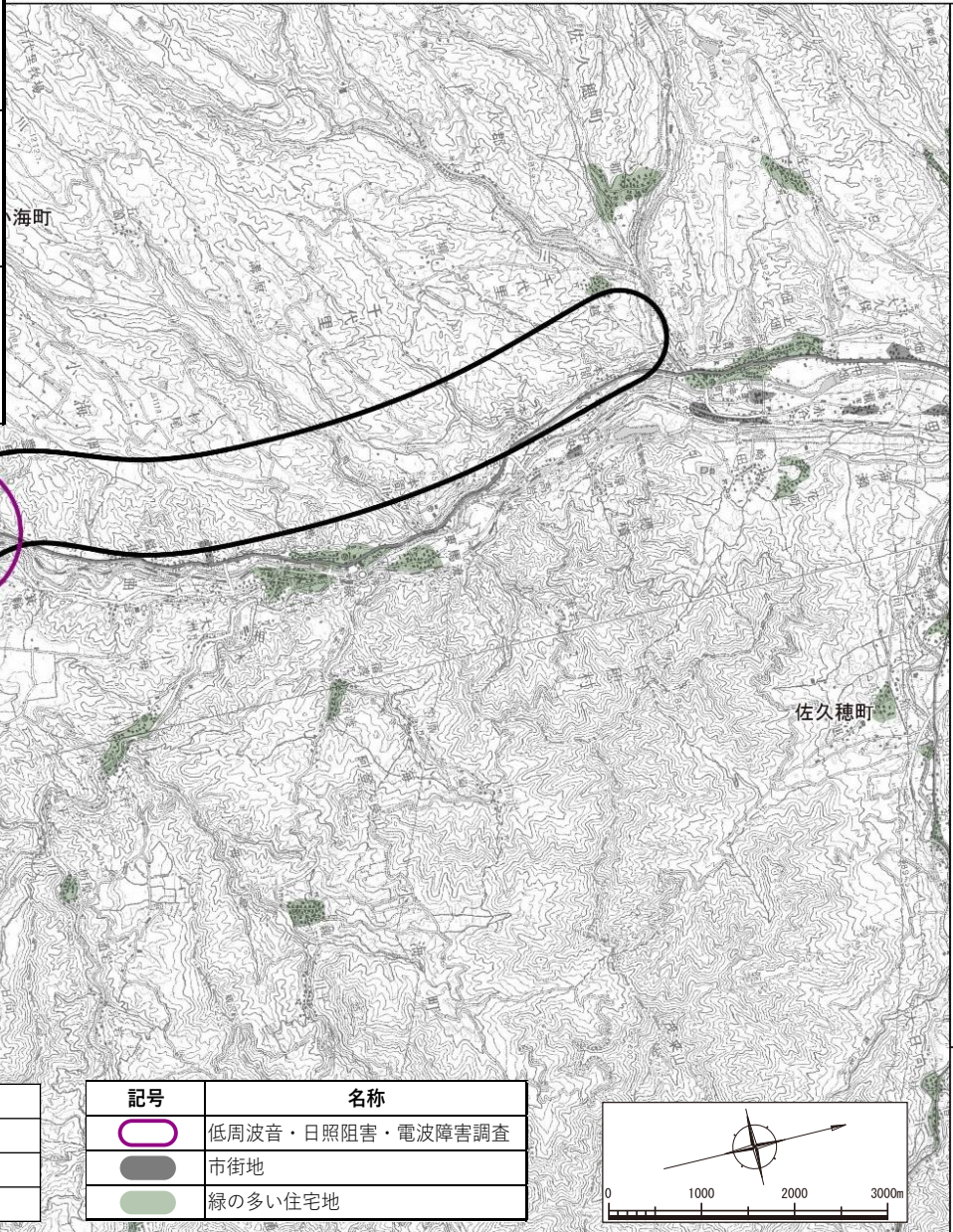
記号	名称
	事業実施区域
	県境
	市町村界

記号	名称
	低周波音・日照阻害・電波障害調査
	市街地
	緑の多い住宅地



# 3-4. 調査計画(案) (その他の環境要素 2/2)

調査項目		調査地域・地点
低周波音	住宅等の位置	道路構造が橋又は高架構造であり、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
日照障害	土地利用の状況、地形の状況	道路構造が橋又は高架構造となる周辺地域において、土地利用及び地形の特性を踏まえて、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
電波障害	テレビ電波の受信状況、テレビ電波の送信状況、高層建築物及び住宅等の分布状況、地形の状況	道路構造が橋又は高架構造となる周辺地域において、土地利用及び地形の特性を踏まえて、電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域



記号	名称
	事業実施区域
	県境
	市町村界

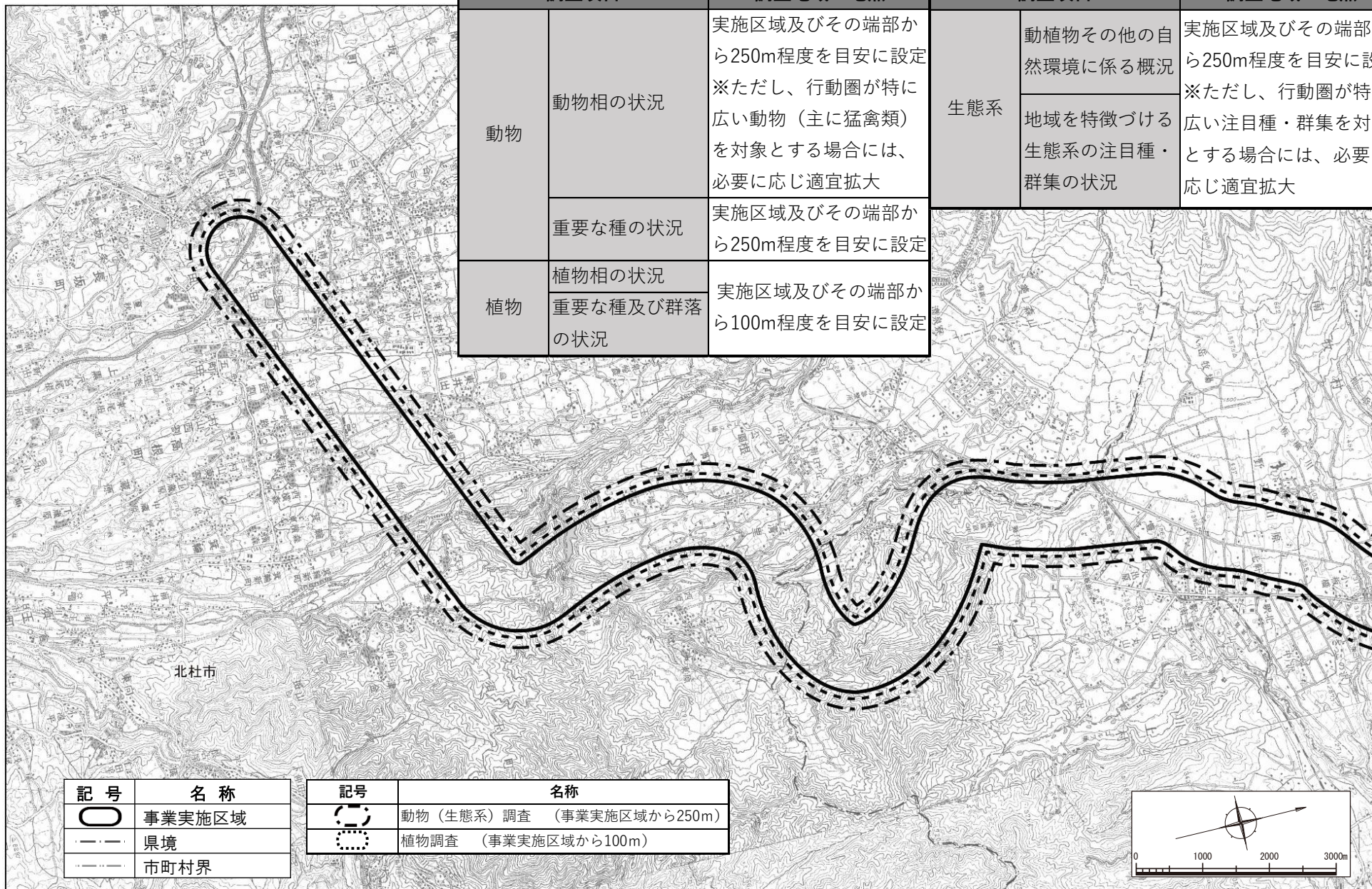
記号	名称
	低周波音・日照障害・電波障害調査
	市街地
	緑の多い住宅地



# 3-4. 調査計画(案) (動物、植物、生態系 1/2)

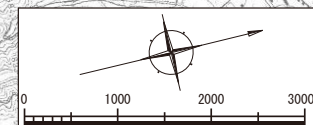
方法書：P8-21～23、P8-31

調査項目		調査地域・地点	調査項目		調査地域・地点
動物	動物相の状況	実施区域及びその端部から250m程度を目安に設定 ※ただし、行動圏が特に広い動物（主に猛禽類）を対象とする場合には、必要に応じ適宜拡大	生態系	動植物その他の自然環境に係る概況	実施区域及びその端部から250m程度を目安に設定 ※ただし、行動圏が特に広い注目種・群集を対象とする場合には、必要に応じ適宜拡大
	重要な種の状況	実施区域及びその端部から250m程度を目安に設定		地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況	
植物	植物相の状況	実施区域及びその端部から100m程度を目安に設定			
	重要な種及び群落の状況				



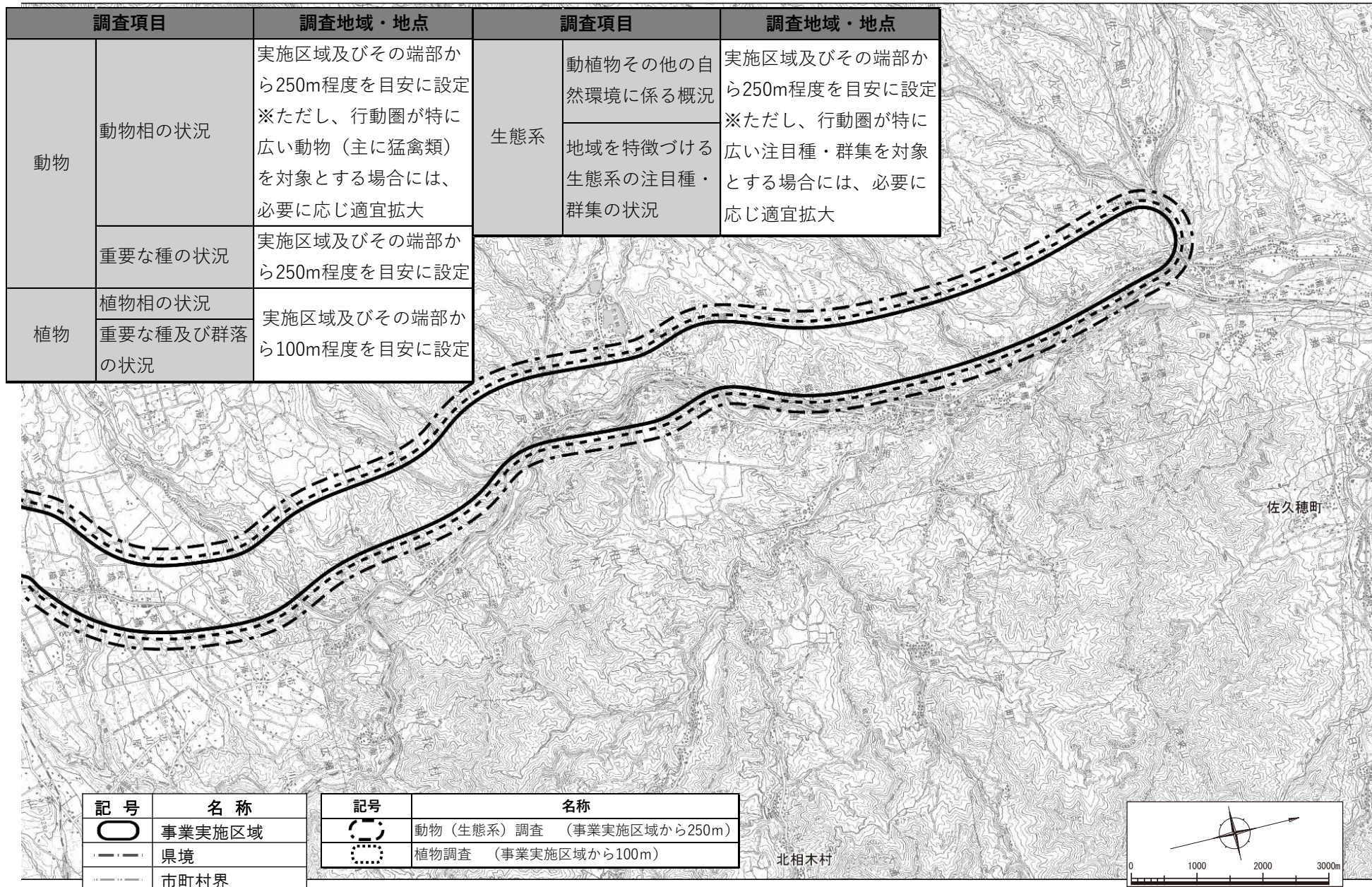
記号	名称
	事業実施区域
	県境
	市町村界

記号	名称
	動物（生態系）調査（事業実施区域から250m）
	植物調査（事業実施区域から100m）

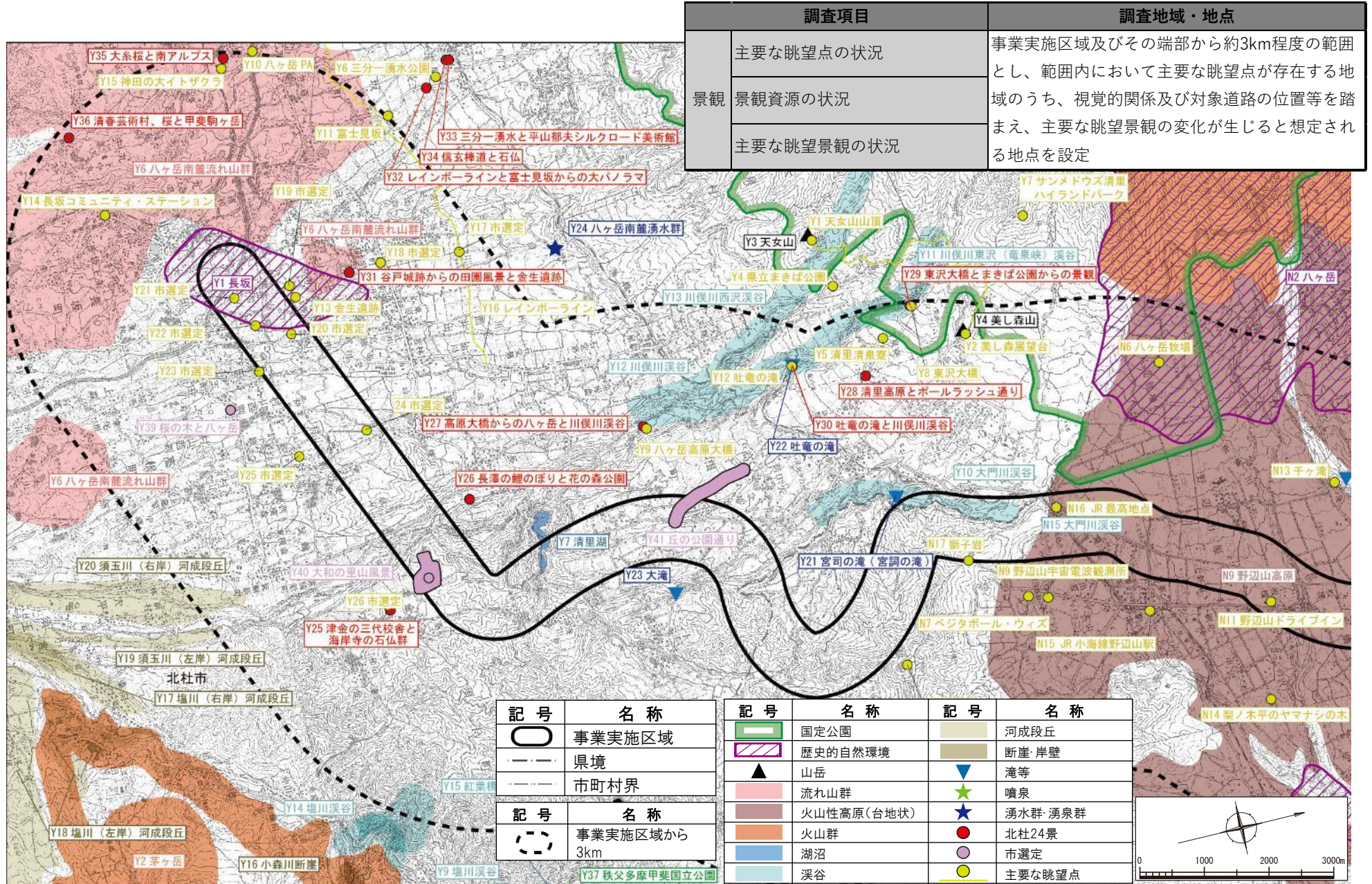


# 3-4. 調査計画(案) (動物、植物、生態系 2/2)

方法書：P8-21～23、P8-31

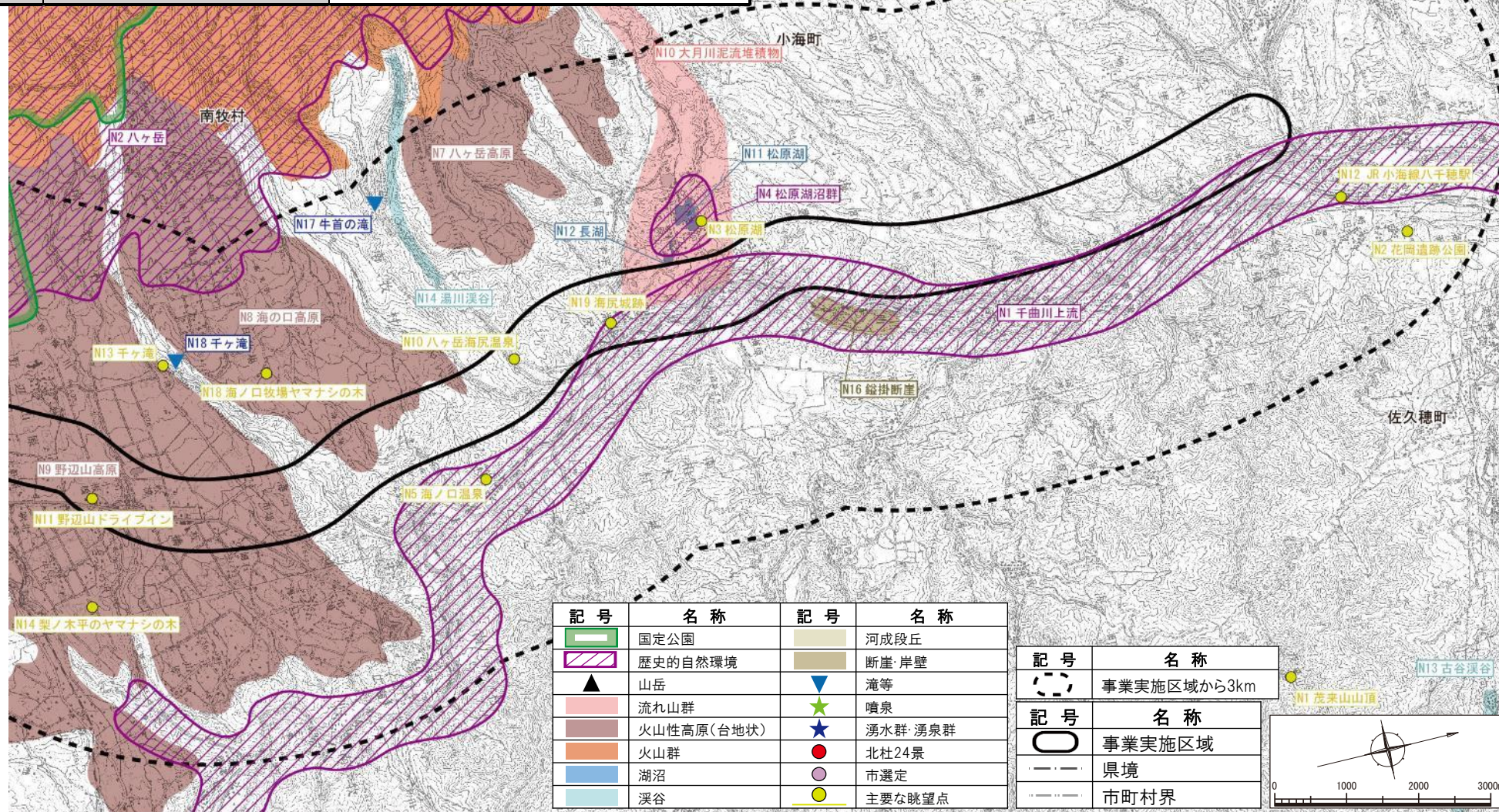


# 3-4. 調査計画(案) (景観 1/2)



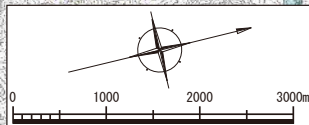
# 3-4. 調査計画(案) (景観 2/2)

調査項目		調査地域・地点
景観	主要な眺望点の状況	事業実施区域及びその端部から約3km程度の範囲とし、範囲内において主要な眺望点が存在する地域のうち、視覚的関係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定
	景観資源の状況	
	主要な眺望景観の状況	



記号	名称	記号	名称
	国定公園		河成段丘
	歴史的自然環境		断崖・岸壁
	山岳		滝等
	流れ山群		噴泉
	火山性高原(台地状)		湧水群・湧泉群
	火山群		北杜24景
	湖沼		市選定
	溪谷		主要な眺望点

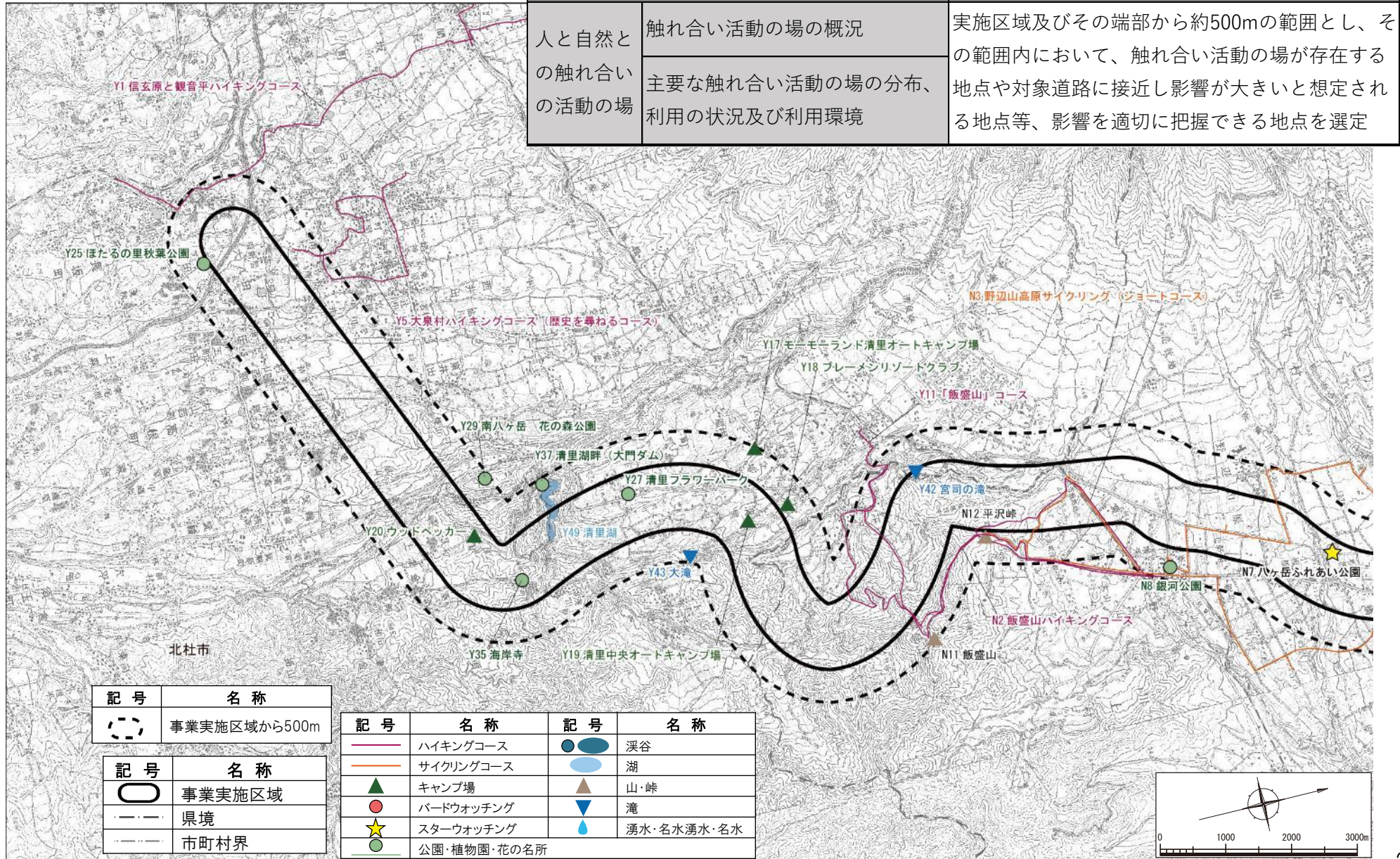
記号	名称
	事業実施区域から3km
	事業実施区域
	県境
	市町村界



# 3-4. 調査計画(案) (人と自然との触れ合いの活動の場1/2)

方法書：P8-25、P8-33

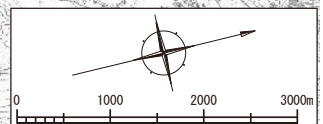
調査項目		調査地域・地点
人と自然との触れ合いの活動の場	触れ合い活動の場の概況	実施区域及びその端部から約500mの範囲とし、その範囲内において、触れ合い活動の場が存在する地点や対象道路に接近し影響が大きいと想定される地点等、影響を適切に把握できる地点を選定
	主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境	



記号	名称
	事業実施区域から500m

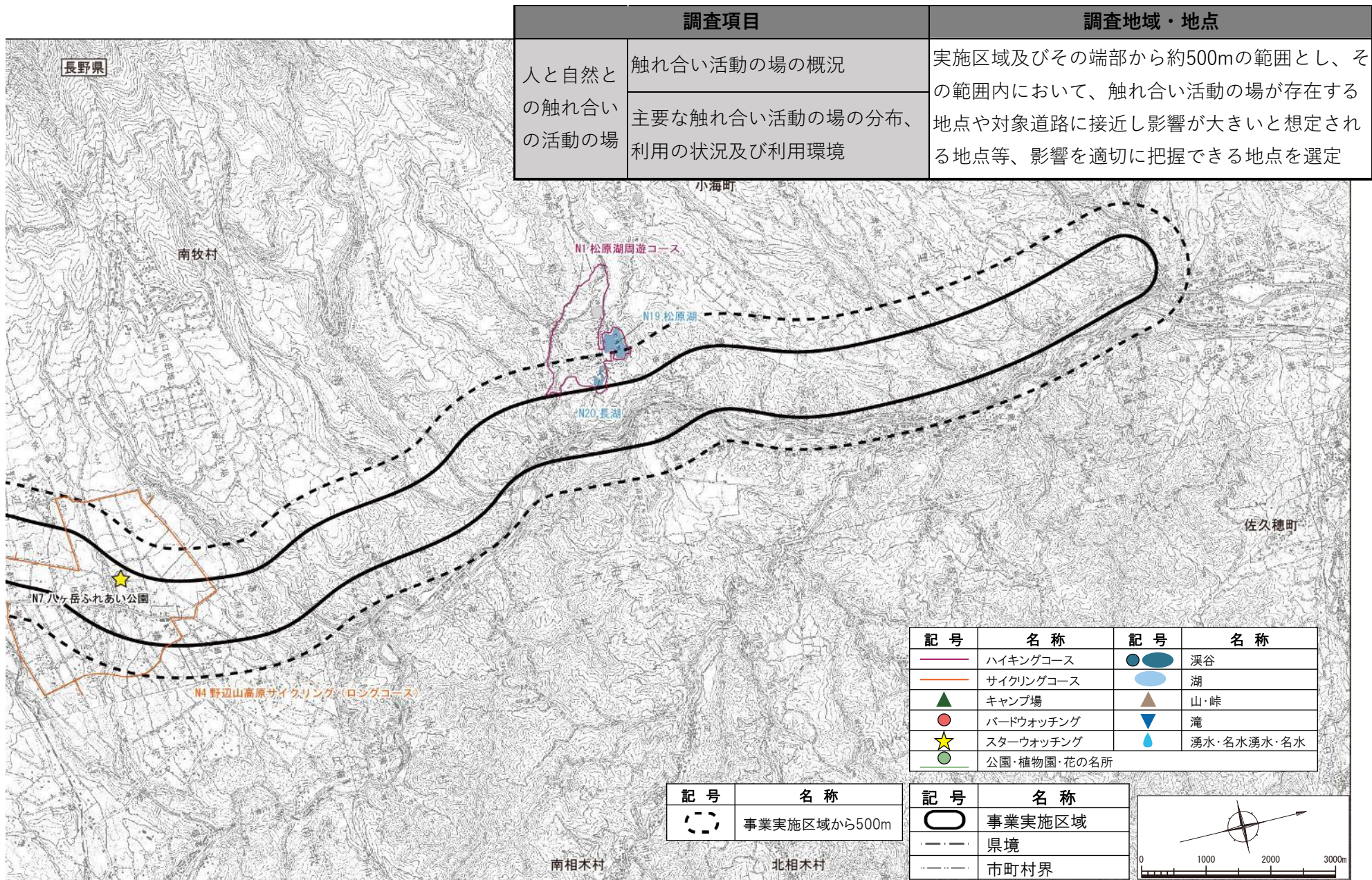
記号	名称
	事業実施区域
	県境
	市町村界

記号	名称	記号	名称
	ハイキングコース		溪谷
	サイクリングコース		湖
	キャンプ場		山・峠
	バードウォッチング		滝
	スターウォッチング		湧水・名水湧水・名水
	公園・植物園・花の名所		



# 3-4. 調査計画(案) (人と自然との触れ合いの活動の場2/2)

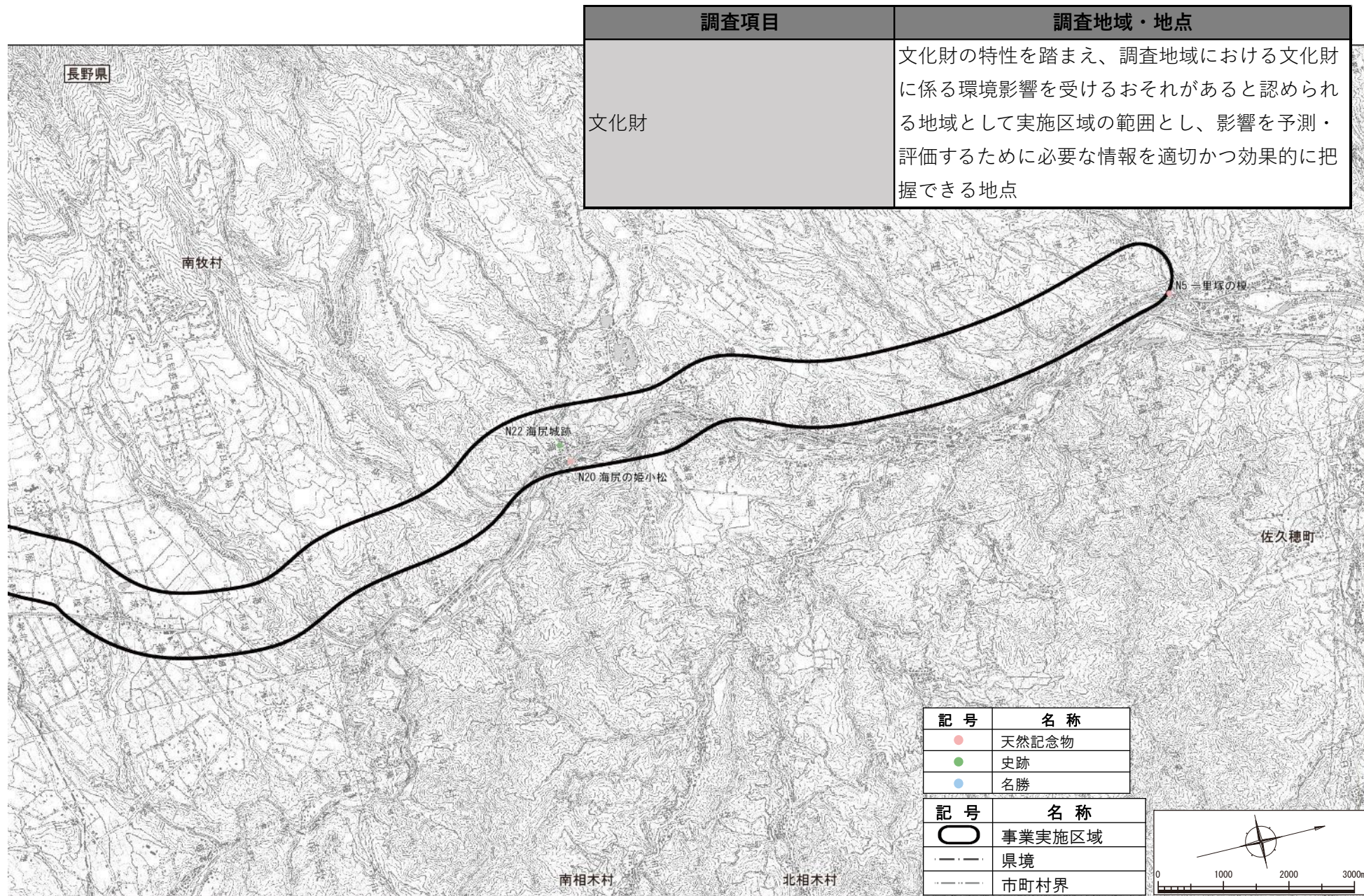
方法書：P8-25、P8-33



# 3-4. 調査計画(案) (文化財 1/2)



# 3-4. 調査計画(案) (文化財 2/2)





## 4. 方法書の縦覧及び意見書の提出

## 4-1. 縦覧について

### ●縦覧場所(長野県)

- ・長野県 建設部都市・まちづくり課
- ・長野県 佐久建設事務所 関連事業課
- ・佐久市 建設部 道路建設課
- ・小海町 産業建設課
- ・佐久穂町 建設課
- ・川上村 産業建設課
- ・南牧村 産業建設課
- ・南相木村 振興課
- ・北相木村 経済建設課
- ・国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 総務課

## 4-1. 縦覧について

### ●縦覧期間

- ・令和元年8月1日(木)～令和元年9月2日(月)  
8時 30 分～17 時 15 分  
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)

### ●インターネットによる公表

- ・長野県建設部都市・まちづくり課ホームページ  
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kensei/soshiki/soshiki/kencho/toshi/>)
- ・長野県 佐久建設事務所ホームページ  
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuken/>)

## 4-2. 意見書について

### ●意見書の提出期限及び方法

・令和元年9月17日(火) 17時 15分まで

下記の受付機関に郵送または持参願います。

※以下の受付機関のみ、ファクシミリまたは電子メールでも受け付けます。

長野県(佐久建設事務所関連事業課)

## 4-2. 意見書について

### ●意見書の提出先

受付機関	提出先
長野県 建設部 都市・まちづくり課	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県 佐久建設事務所 関連事業課	〒384-0301 長野県佐久市白田2015 ファクシミリ 0267-82-7400 e-mail ikensyo-tce@pref.nagano.lg.jp
佐久市 建設部 道路建設課	〒385-8501 長野県佐久市中込3056 佐久市役所 南棟
小海町 産業建設課	〒384-1192 長野県南佐久郡小海町大字豊里57-1 小海町役場
佐久穂町 建設課	〒384-0798 長野県南佐久郡佐久穂町大字畑164 佐久穂町役場八千穂庁舎
川上村 産業建設課	〒384-1405 長野県南佐久郡川上村大深山525 川上村役場
南牧村 産業建設課	〒384-1302 長野県南佐久郡南牧村海ノ口1051 南牧村役場
南相木村 振興課	〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3525-1 南相木村役場
北相木村 経済建設課	〒384-1201 長野県南佐久郡北相木村2744 北相木村役場
国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 総務課	〒380-0902 長野県長野市鶴賀字中堰145

## 4-2. 意見書について

### ●意見書の記載事項(以下のア～ウは必ず記載して下さい。)

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

(「(仮称)韮崎都市計画道路1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線・

(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線 環境影響評価方法書」

と記載するものとします。)

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見

(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

※意見書は任意様式ですが、縦覧場所に参考様式を用意します。

## 4-3. 問い合わせ先

●長野県建設部 都市・まちづくり課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7298

ファクシミリ 026-252-7315

e-mail ikensyo-tce@pref.nagano.lg.jp